

1. リース開始前（発注後～引き渡し前）に仕様の変更等を行う場合

	重要な変更を行おうとする場合	軽微な仕様変更等を行おうとする場合
リース開始前 (発注後 ～引き渡し前)	<p>1. 事前協議 借受者及びリース事業者より「理由書」を附して、水漁機構に提出。 水漁機構は水産庁と対応を事前協議。</p> <p>2. 価格等審査委員会 ①取得価格等適正審査委員会（海洋水産システム協会）に再審査を依頼（審査後承認通知を受ける）</p> <p>②事業実施計画の変更承認申請を行う。 （審査により、再度計画承認を受ける）</p> <p>*注）内容次第では、計画自体の「取り下げ」に至る場合もある。</p>	<p>左記に該当しない、軽微な仕様変更等を行う場合。</p> <p>〈様式任意〉</p> <p>1. 借受者は、理由書と見積書（図面等含む）を添付し、リース事業者へ文書で承認依頼する。</p> <p>2. リース事業者は、1.の内容を点検し、適切と判断したら、水漁機構へ文書で了承を求める。</p> <p>3. 水漁機構は、内容確認し、了承した旨通知。</p>

2. リース漁船の修繕、または改修、及び設備・機関の交換、廃棄、据え付けの実施について

		リース期間中	
リース期間中	修繕	<p>事故発生報告</p> <p>修繕実施報告</p>	<p><b>リース漁船の修繕を行う場合</b> 借受者とリース事業者は、「リース漁船の事故報告」（様式③）と「リース漁船の修繕報告」（様式④）を水漁機構に対して行う。・・・手続き（A）</p> <p>* 主機・補機、設備あるいは機器が損傷し、修繕が必要となり、修繕より新替が安価なため新替した場合は、修繕とみなす。</p> <p>* 漁船保険の事故通知書や保険金支払い請求書（写）を添付する。</p> <p>* 修繕したが保険請求しない場合であっても、事故報告・修繕報告を行う。</p> <p>1. 借受者（漁協）及びリース事業者は「財産管理表」を更新する。</p>
	改修・設備機器の交換据付廃棄	<p>処分制限期間中</p> <p>処分制限期間中に改造を行うことはできません。</p>	<p>処分制限期間後</p> <p>改造を行うことによって、計画内容の変更を伴うような重要な案件については、水産庁と事前協議が必要です。</p> <p><b>リース漁船の改修、及び設備・機器の交換、廃棄、据え付けの実施・・・手続き（B）</b></p> <p>1. 借受者は、「リース漁船の改修、及び設備・機器の交換、廃棄、据え付けの実施についての承認願い」（参考例：様式⑤）をリース事業者に提出。</p> <p>2. リース事業者は、1.の内容を点検し、適切と判断したら、水漁機構へ所定の文書で、了解を求める。（参考例：様式⑥）</p> <p>3. 水漁機構は、内容確認し、了承した旨文書で通知する。</p> <p>1. 借受者（漁協）及びリース事業者は「財産管理表」を更新する。</p>